

新型コロナウイルス感染症に関連する【電話相談窓口】

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する相談 (午前9時～午後9時)
 - ・桑名保健所 Tel0594・24・3625
 - ・三重県医療保健部業務感染症対策課 Tel059・224・2339
 - ・厚生労働省 Tel0120・565・653 (午後9時～翌午前9時)
 - ・三重県救急医療センター Tel059・229・1199
- ② DVに関する相談
 - ・DV相談+(プラス) 24時間対応 Tel0120・279・889
 - ※外国語相談やメールでの相談は、ホームページ (https://soudanplus.jp) をご覧ください。
- ③ 外国人の方の生活相談
 - ・みえ外国人相談サポートセンター(MieCo) Tel080・3300・8077 (午前9時～午後5時)※月～金
- ④ 児童虐待に関する相談 24時間対応 Tel189(全国共通)



地方税の徴収猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方は徴収猶予の特例が受けられます。(特例対象以外の滞納税についてはお問い合わせください。)

- 対象税目** 2月1日～令和3年1月31日までに納期が到来する地方税(国民健康保険税を含む。)
- 申請期限** 6月30日(火)か猶予を受ける地方税の納期限のいずれか遅い日まで
- 猶予期間** 原則納期限から1年後以内 ※猶予期間中は延滞金の加算が免除されます。
- 猶予要件** 次のすべてに該当する方
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響により2月以降の任意期間(1か月以上)において、収入が前年の同期間に比べ20%以上減少している方
 - ② 各納期限の納税が困難な方

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【問合せ先】 (町県民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税) 税務課 Tel366・7116 (国民健康保険税) 町民保険課 Tel366・7115

町内ケーブルテレビ「情報満載!かわごえ」で放映中の『かわごえキラキラ体操』で、いきいき元気に!!

6月30日(火)まで 児童手当現況届を提出してください

現在、児童手当を受給されている方は、児童の養育状況などを確認するため、現況届を提出していただく必要があります。

現況届を提出しないと受給資格があっても6月以降の手当を受けられなくなり、必ず提出してください。

児童手当現況届は、6月中旬までに郵送します。

提出書類

- ① 現況届
- ② 受給している方の健康保険証の写し

※児童が他市区町村にいる場合は、現況届に同封されている別居監護申立書も提出してください。

提出方法 持参または郵送

提出期限 6月30日(火)まで (郵送の場合は必着。)

【提出・問合せ先】
福祉課 Tel366・7116
川越町大字豊田一色280番地 Tel510・8588

訓練で確かな信頼 積み重ね

6月は危険物安全管理強化月間

四日市市消防本部では6月を危険物安全管理強化月間とし、危険物による火災や事故を防ぐための運動を展開しています。

●ガソリンの危険性について
ガソリンは気化しやすく、静電気等の火花でも引火して爆発的に燃焼します。ガソリンの可燃性蒸気は空気より重いため、地面を伝って離れた場所にある火源でも引火します。

●ガソリン携行缶の取扱いに注意!
ガソリンの入った携行缶の開栓は、一気に蓋を開けず圧力調整弁でガス抜きをしてから行ってください。

●ガソリンの携行缶への詰替えや容器入りガソリンの購入時での注意!
昨年7月に京都市伏見区でガソリンをまいて火をつけ、甚大な被害を伴う火災が発生しました。これを受け、給油取扱所でガソリンを携行缶に詰替え販売をする場合や容器入りガソリンを購入する場合は、購入者の本人確認と使用目的の確認が行われることになりました。

ご理解とご協力をお願いいたします。

【問合せ先】
四日市市消防本部予防保安課
Tel356・2010

○学資の貸し付けや援助の要件を緩和し、対象を拡大します

奨学金(修学資金)のお知らせ

家計が急変し、修学の継続が困難となった方へ、町が奨学金(修学資金)を無利子で貸与します。

対象 次の①～④すべてに該当する方

- ① 今年度高校や大学等に在学する方
- ② 本人を含め生計を一にしている世帯全員に町税(国民健康保険税を含む。)の滞納がないこと
- ③ 本人と生計を一にしている保護者が町内在住の方(保護者と生計が一でない場合は本人のみ町内在住で可。)
- ④ 町の奨学金や町以外の奨学金を受けていないまたは予約していない方

貸与額(月額) 高等学校 10,000円
短期大学 30,000円
大学 50,000円

貸与期間 該当する各学校の正規の最短修学期間を終了する日の属する月まで

申込期間 随時

申込方法 持参または郵送

※町の奨学金を現在返還中の方については、返還猶予の相談を受け付けています。ご相談ください。

就学援助のお知らせ

家計が急変し、就学が困難となった児童・生徒の保護者の方に対し、所得状況を審査のうえ、学校給食費や学用品費等の援助をします。

対象 町立小中学校に通う児童・生徒の保護者

援助する経費 学用品費、給食費、校外活動費、PTA会費、修学旅行費、生徒会費(*),クラブ活動費(*) (*は中学生のみ)

申込期間 随時

申込方法 持参または郵送

【持参の場合】①～③を持参
① 印鑑
② 収入が減少したことがわかる書類
③ 口座番号のわかるもの(申請者本人の通帳等)

【郵送の場合】申請書

※後日必要な書類の提出を求める場合があります。

持参の場合とともに、受付は午前8時30分～午後5時15分(土・日、祝日を除く。)

申請書や必要書類一覧は町ホームページからダウンロードできます。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【申込み・問合せ先】 学校教育課 Tel366・7121 〒510・8588 川越町大字豊田一色280番地

○社会福祉施設等支援給付金の支給

新型コロナウイルス感染のリスクが高いなか、感染拡大防止に努めながら、利用者の生活支援を継続的に行っている社会福祉施設等への支援のため、1事業所につき30万円(複数開設の場合は上限60万円)を支給

○三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金の交付

県が実施した緊急事態措置の休業要請に応じた事業所に対し、県が交付した協力金の1/2を町が負担

このほか、町として小中学校の休校に伴う家庭学習のための学習補充事業や高齢の方へのマスクの配布など行っています。

特別定額給付金 1人につき10万円が給付されます

申請が必要です!


新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的とした給付金です。

対象 4月27日時点、町の住民基本台帳に記載されている方

申請方法 世帯主の方が、同一世帯全員分をオンラインまたは郵送で申請
※オンライン申請には、マイナンバーカードが必要です。
※申請書は世帯ごとに5月14日(木)に郵送しています。

詳しくは、申請書同封の文書または町ホームページをご覧ください。

【問合せ先】 総務課 Tel366・7113



災害時や地域の情報などを聞くことができる防災行政無線個別受信機を無償貸与しています。詳しくは企画情報課までお問い合わせください。